

令和4年度 契約変更一覧(工事及び工事系委託) 10月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く
契約金額の変更を伴わない契約を除く

番号	件名	契約金額(円) (変更前)	契約金額(円) (変更後)	契約相手先	担当課
1	区立赤塚新町小学校外壁改修その他工事	139,700,000	146,542,000	宮繕工事株式会社	施設経営課
2	区立徳丸福祉園換気設備取替工事	45,210,000	49,815,700	大三島工業株式会社	施設経営課

		番 号	1
契 約 番 号	板契第5040800004号		
工 事 件 名	区立赤塚新町小学校外壁改修その他工事		
工 事 場 所	板橋区赤塚新町三丁目31番1号		
工 事 概 要	○外壁改修工事(約5,800㎡) 1)上記に伴う設備工事(電気設備・機械設備) 2)防水改修工事 3)その他工事 ・内部改修工事 ・外構工事		
業 種	建築工事		
契 約 確 定 日	令和4年5月31日		
工 期	令和4年6月1日から令和5年3月15日まで		
契 約 変 更 日	令和4年10月27日		
請 負 者	営繕工事株式会社		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区栄町30番15号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和5年3月15日 まで	令和5年3月15日 まで	0日間
契 約 金 額	139,700,000	146,542,000	6,842,000
変更概要			
外壁補修数量の変更			
変更理由			
工事着手後、足場を設置し外壁下地の劣化状況調査を行った結果、当初設計(令和元年度)以上の下地補修必要箇所が判明したため、調査後の数量決定に伴い設計変更を行う。			

	番 号		2
契 約 番 号	板契第5040900090号		
工 事 件 名	区立德丸福祉園換気設備取替工事		
工 事 場 所	板橋区徳丸三丁目41番16号		
工 事 概 要	換気設備取替工事 一式 全熱交換器・天井換気扇・中間ダクトファンの取替 上記設備取替に伴う、スプリンクラーヘッドの取替・配管工事		
業 種	空調工事		
契 約 確 定 日	令和4年6月22日		
工 期	令和4年6月23日から令和5年2月15日まで		
契 約 変 更 日	令和4年10月13日		
請 負 者	大三島工業株式会社		
請 負 者 地 所 在 地	東京都板橋区舟渡二丁目3番11号		
根 拠 規 定	契約約款第18条(工事)		
担 当 課	政策経営部施設経営課		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	増 △ 減
工 期	令和5年2月15日まで	令和5年2月15日まで	0日間
契 約 金 額	45,210,000	49,815,700	4,605,700
変更概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーヘッド更新工事の減額 ・換気設備設置、ダクト、配管工事の増額 ・天井工事の増額 ・照明器具の取外し、再取付工事の増額 			
変更理由			
<p>当初、更新する換気機器に干渉する既存のスプリンクラーヘッドを更新することとしていた。施工業者が決定後、納期が最短で来年2月以降になることが判明した。原設計では工期内に完了できない事態となった。施設の運営上、工期内に完成する必要があるため、既存のスプリンクラーヘッドを避け、機器の設置・ダクト・配管・配線類の経路・天井開口範囲の変更をする。</p>			